

何歳からオトナ？

明治大学政治経済学部教授 井田正道

1 はじめに

社会が何歳からオトナとみなすかは、社会構造や文化によって異なってくるが、法治国家において成人年齢は法律において規定される。日本では1896（明治29）年に民法で「年齢20歳をもって成人とする」と規定して以来、1世紀あまりにわたって20歳成人制を採用してきた。

けれども、1994年にわが国が批准した「子どもの権利条約」では18歳未満を子ども（児童）としており、わが国の法律の中にも労働基準法や道路交通法など18歳になれば成人と同様の扱いをしているものもある。また、大学など高等教育への進学率が上昇したとはいえ、高校を卒業して“社会人”となる人も依然として少ない。したがって、現状は18歳から19歳の年齢層は成人と未成年とのグレーゾーンと位置づけることもできる。

2 選挙権年齢引き下げ論

昨今、成人年齢の引き下げが議論の対象となっているが、なぜ、引き下げ論が台頭してきたのであろうか。これは政治参加の権利拡大の観点から発生したものである。その直接的契機は安倍政権下の2007年5月に成立した国民投票法で投票年齢を原則18歳以上と定めたことにある。この決定は、与野党間の妥協の産物でもあるが、ともかく憲法改正に関わる国民投票という国家レベルの重要政策決定権の有資格を18歳とすることを議決したという事実は、18歳になれば政治に対する判断力が備わっていると国権の最高機関である国会が認めたことを意味す

る。それならば、議員・首長など国民の代表者を選ぶ選挙権の年齢も18歳でよいということになる。

ではなぜ、国民投票法において投票年齢が18歳と規定されたのであろうか。これは選挙権年齢を18歳に引き下げるべきとする主張が強まってきたという背景と、21世紀に入り、住民投票において18歳投票権を認める自治体が出てきたことが要因として考えられる。選挙権年齢引き下げ論が台頭してきた理由としては3つの点が挙げられる。

第一は、少子高齢社会への対応という観点である。周知のように、わが国では少子高齢化が速いテンポで進行しており、有権者に占める高齢層の割合が上昇する一方、若年層の比率は低下する一途にある。したがって、政治家はどうしても“票になる”中高年層に受ける政策を主張する。しかし、年金問題ひとつとっても現在の高齢者以上に、これから長い期間、負担世代となる若年層の意思を政治に反映させることも重要である。人口構成ではますます割合を低下させる若年層の政治的影響力を少しでも高めるには、選挙権年齢の引き下げが有力な手段という理由である。

第二は、政治教育への意義である。有権者中の若年層比率の低下に加え、若年層の投票参加は不活発な状況が続いている。20歳代の投票率は全体の投票率を大きく下回っており、したがって、投票に参加した「投票者中に占める若年層の割合」は「有権者中に占める若年層の割合」を下回る。高校までの教育で民主政治や選挙の重要性について学んでいることから、早く

投票に参加する機会を与えることによって国や地域社会の問題について関心を持ってもらうきっかけをつくるという理由である。

第三は、世界的な潮流への同調である。欧米諸国では約40年前に選挙権年齢を18歳へ引き下げたが、今日では地域を問わず、多くの国で18歳選挙権が採用されており、20歳選挙権を採用している国はほとんどない。これは、いわゆるグローバル・スタンダードに合わせるという理由である。

筆者はこれら3つの観点のうち、第三の観点については全く異論はない。ただ、第一と第二の理由に関しては懐疑的である。まず、第一の観点については、仮に選挙権を18歳に引き下げた場合、18歳から19歳の人口が有権者全体に占める割合は3%に満たない。この程度の比率で、候補者や政党の政策が変わると思えない。また、第二の観点についてはたとえばアメリカでは1970年以降に選挙権が付与された18歳から20歳の層の投票率は有権者全体の投票水準を大きく下回っている。日本でも年齢引き下げが若者の政治的関心の起爆剤になるかという点と筆者は否定的である。

3 成人年齢引き下げ論

さて、今日の日本では選挙権をもつことは成人の証とも捉えられている。けれども選挙権年齢が成人年齢と必ず一致しなければならないということはない。事実、日本では1945年までは、成人年齢は20歳であったのに対して、選挙権年齢は25歳であった（ただし選挙権は男性のみ）。また、ドイツでは1970年に選挙権を21歳から18歳に引き下げたが、民法の成人規定を引き下げたのはその4年後であり、その間の4年間は成人年齢と選挙権年齢はイコールでなかった。

ところが、日本国憲法第15条3項では「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」と規定されているほか、1950年に制定された公職選挙法でも「日本国民で年齢満20

年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する」（第9条）と規定されている。一部には、民法の成人年齢規定を変えなくても、公職選挙法の年齢規定を変えるだけでよいとする意見もある。しかし、日本国憲法第15条3項の条文の存在は、選挙権を引き下げるには民法の成人年齢の引き下げを伴う必要があるという見方が自然であろう。

成人年齢を引き下げることになると、見直しの対象となる法律がじつに191にもものほり、大仕事になる。そのようなこともあり、2008年2月に鳩山邦夫法相（当時）が法制審議会に成人年齢の引き下げも含めて検討するよう諮問した。

4 おわりに—問題点と課題—

成人年齢引き下げに賛成するか、反対するかに関する態度決定の基準として、具体的な事例に照らして引き下げによるメリットとデメリットの比較考量があることはいままでもないが、もう少し抽象的で漠然とした観点も必要ではなからうか。それは大人と子どもの端境期の視点である。さきに述べたように、現在の18歳から19歳の層は大人と子どもの端境期にいる。筆者はこの端境期というものの存在を肯定的に捉えているので、引き下げ論に対してはやや慎重な立場をとっている。

また、現状では18歳成人は世論の支持を受けているとはいえ、世論もひとつの障壁になっている。たとえば朝日新聞社が2008年12月に実施した全国世論調査では、18歳への成人年齢引き下げに賛成する人は37%にとどまり、反対する人が56%に達した。これは1世紀あまり続いた20歳成人に日本人が馴染んだ結果といえるが、今後変化する可能性もある。18歳成人制が採用されるということになれば消費者教育や政治教育の重要性も浮上してくるだろう。成人年齢引き下げは学校教育や社会教育の再考にもつながる。